

令和2年度 担当者研修(前期)

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
高石 麗理湖

令和2年度以降の生活困窮者自立支援制度支援員研修について

- 令和2年度より、人材養成研修の実施主体が都道府県に移管されました。
- これまでも地域課題に応じた研修など、任意の都道府県研修を実施している自治体は多いですが、位置づけが異なります。任意の都道府県研修の継続、国研修に参加できなかった新任者等を対象とした基礎研修を含め、都道府県において人材を養成していく必要があります。
- 都道府県で研修を実施することにより、地域づくりや管内市町村の横のつながりが生まれ、支援員のバーンアウトを防ぐことにも役立ちます。長期的には都道府県の市町村支援や担当者負担の軽減につながるものですので、積極的に取り組むことが期待されます。

令和2年度以降の生活困窮者自立支援制度 各研修の位置づけ整理

国研修（前期研修）の位置づけ

- 対象者
これまでの国研修と同じく、支援員（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
 - ・ 初任者向けの基礎的な研修と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。

修了証要件を満たすための都道府県研修（後期研修）の位置づけ

- 対象者
 - ・ 原則として、国研修（前期研修）を修了した者が対象
 - ・ なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員（生活保護、障害、介護、地域共生等）、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
 - ・ 実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。

※本日の主な説明は
修了証要件を満たすための
都道府県研修に係る内容

従来型の任意実施の都道府県主催研修の位置づけ

- 対象者
 - ・ 研修内容に応じて都道府県が自由に設定可能。
 - 研修内容
 - ・ 新任者研修、経験者フォローアップ研修など。
- ⇒ 令和2年度以降も、各都道府県独自の研修として、引き続き実施されたい。

修了証要件を満たすための都道府県研修の要件

① 研修の実施方法の要件

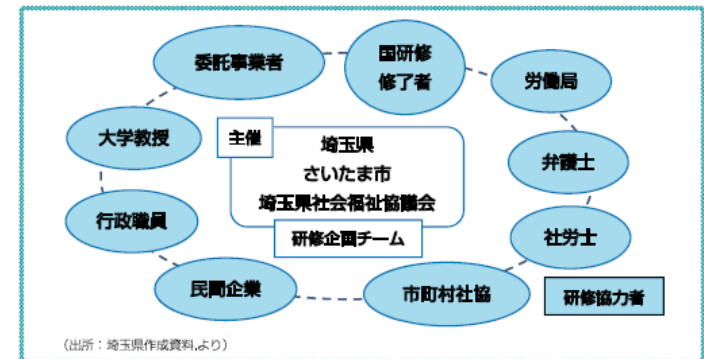
1. 参加型研修の形式を取り入れること

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。
 - このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- ⇒ 座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

- 都道府県職員だけでなく、国研修修了者及び県内の各種支援員や連携機関等とチームで研修を企画・運営する。
- ⇒ 現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施協力者を募っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。

図表2-8 研修企画チームをつくる（埼玉県の例）



(参考)「都道府県研修実施のための手引き」から引用

3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

- 日々の業務の中では振り返ることを忘れてしまうこともあることから、国研修(前期研修)を踏まえ、都道府県研修でも改めて制度の理念や基本姿勢に立ち返るようにすることが重要。
- ⇒ 研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再認識できる機会を提供する。

② 開催時間の要件

- 開催時間は1日7時間で計10.5時間以上の開催とする。(カリキュラム例は7ページ参照)
 - 複数回に分けて開催し、計10.5時間以上とすることも可能。
- ⇒ 複数回に分けて実施することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待できる。

◆実施上の工夫

- みずほ情報総研株式会社による、令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」及び「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム(2020年版)」を、研修の実施にあたっての参考とすることが考えられる。
 - 参照先 https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0102.pdf(手引き)
 - https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0103.pdf(カリキュラム)
- ・「生活困窮者自立支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～」(一般社団法人全国生活困窮者自立支援ネットワーク)には上記の手引き等で示された各種教材データが掲載されており、活用いただきたい。
 - 参照先 <https://minna-tunagaru.jp/manabi/>
- 研修対象者は原則として国研修(前期研修)を修了した者としているが、現任者や生活困窮者支援以外の支援員、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同実施することは、
 - ・ 他部局との連携強化にもつながるものであり、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげることにつながる
 - ・ 研修を通して経験豊富な現任者が新任者へアドバイスをするといった関係づくりにつながるといった効果が期待できることから、人数規模にかかわらず、積極的に実施を検討されたい。
- 生活困窮者支援では「地域づくり」が重要な視点であることから、管内自治体内のヒト・モノ・コトの社会資源の開拓や、無い場合には新たに生み出していくための社会資源開発の手法など、地域づくりを進めるために必要なことを確実に学ぶことが重要である。そのため、管内自治体における社会資源の活用の現状を把握し、地域の実践者による講義・演習を実施するなど、地域の独自性を生かした研修内容とすることが望まれる。
- 研修内容は、各地域の人数規模や抱える課題、地域づくりの現状等により、望ましい研修のあり方が異なることから、研修企画チームにおいて多様な意見を取り入れるとともに、受講者アンケートの実施等により研修の振り返りを行い、適切な内容について検討を深められたい。

◆ブロック別研修について

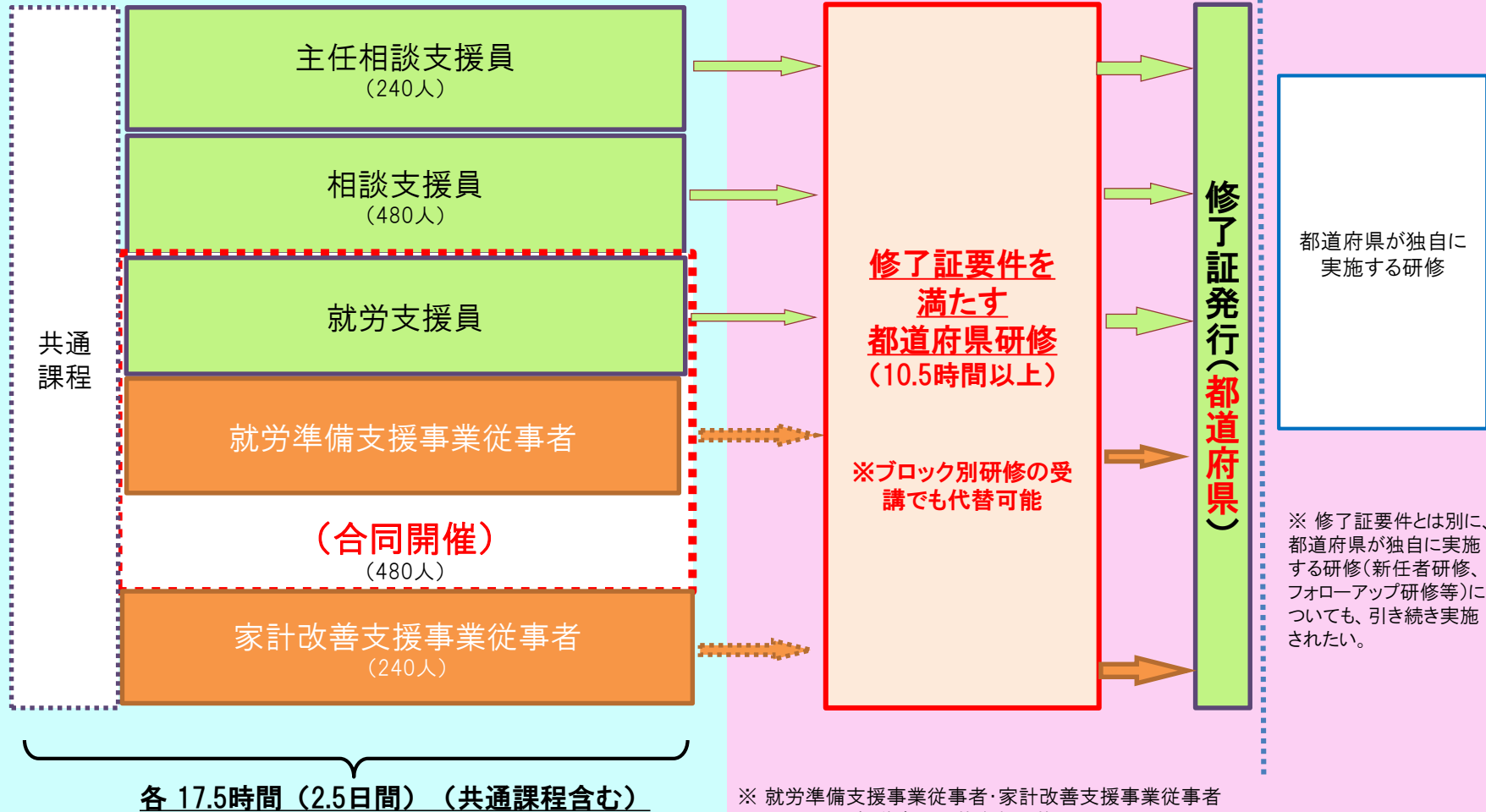
- 令和2年度以降は、後期研修部分は各都道府県により実施することが原則であるが、修了証発行要件を満たす研修の開催が困難、もしくは予定が合わない等で都道府県研修に参加できない場合には、ブロック別研修の受講をもって後期研修の修了とすることも可能である。
- ブロックは、①北海道・東北、②関東・甲信越、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄を想定。
- ブロック別研修は、国の委託事業として「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」により実施。
- ブロック別研修も都道府県研修と同様に、本制度の理念を伝え、支援員同士の交流が図れるような研修カリキュラムとし、10.5時間以上の実施とする。
- 開催にあたっては、各都道府県ごとの輪番制を導入し、委託先と連携しながら幹事自治体を担っていただくことも想定しているが、開催に係る諸経費(会場費、講師旅費・謝金)は原則として国が負担する。ただし、研修受講者に係る旅費は、国研修と同様の取扱いとする。

修了証要件を満たすための研修における国・都道府県の役割分担について

【 国の役割 】

【 都道府県の役割 】

(参考)



※上記以外に、担当者研修・テーマ別研修も実施予定。

※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではないが、自立相談支援員と連携を強化するためにも参加することが望ましい。

修了要件を満たすための都道府県研修カリキュラム(例)

形態	テーマ(例)	内容
講義	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活困窮者自立支援や関係する福祉制度等についての行政説明・取組紹介 (生活保護、障害福祉、法テラス(法律相談)等) ◆ 社会資源の活用とネットワークづくり (各自治体の取組の現状について情報共有) ◆ 時勢に合わせたテーマ (8050問題、依存症対策等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定したテーマごとに最適な専門職や関係者が講師を担当する。(研修企画チームを中心として研修実施協力者を募っていくプロセスを意識すること) ・講義終了後に、グループごとに感想の共有をするなどの振り返りの時間を設け、受講者の考えを深めることが望ましい。
演習	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談支援の流れと支援手法について (実際の相談支援の流れのデモンストレーション) ◆ 支援困難事例の検討 (参加者がこれまでに経験した事例を元にする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を元に演習し、支援のあり方について考えを深める。なお、事例は参加者から事前に集めたものを元に構成することが望ましい。 ・個人ワークやグループワークを実施し、各自の考える支援策について意見交換。協力して支援プランを作成し、発表する等の方法が考えられる。
まとめ	研修全体のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワールドカフェ形式等により、「生活困窮者支援で今後取り組みたいこと」を自由に情報共有。 ・最終的に、持ち帰って実行したいことを参加者各自でまとめ、考えを深める。

<ポイント>

※上記内容はあくまで一案であり、上記構成を参考に、研修企画チームにおいて必要な研修内容を検討いただきたい。

- 都道府県研修は「実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めること」を目的としていることを意識して、内容を設定すること。
⇒ ・講義を実施する場合でも、座学のみで終わることなく、グループワーク等により受講した内容についての考えを深め、参加者間で意見交換する時間を設けるといった構成とすることが望ましい。
・それにより、支援員同士が支え合うネットワーク構築を図ることが重要であり、支援員のバーンアウトを防ぐことにつながる。
- 生活困窮者自立支援制度の担当者以外も参加する場合には、特定の職種に偏ることなく、参加者みんなが活発に意見交換できる研修内容となるよう留意すること。
- 研修全体を振り返るためのまとめの時間をしっかり確保し、参加者間の関係づくりを促すとともに、参加者一人ひとりが今後どのように担当業務に学びを生かしていくか、考えを深める流れを丁寧に講じること。
- 時間数については10.5時間以上を要件としているところ、10.5時間は最低限度の時間数であることを踏まえて、研修目的や内容に応じて必要な時間数を適切に確保されたい。

生活困窮者自立支援制度の強化(令和3年度要求)

令和3年度要求額 520億円 + 事項要求 (令和2年度予算額 489億円)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮のリスクが高まる中、生活困窮者自立支援制度の充実を通じて、生活にお困りの方々の自立支援を強化する必要がある。
- 具体的には、①支援ニーズの増加(※)に対応する体制の強化、②支援のICT化などの感染防止措置の推進、③個別事業の充実強化に取り組む。 ※令和2年4月の新規相談受付件数は、前年同月比で4.3倍(暫定値)。

① ニーズの増加に対する体制強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、相談件数が増加するとともに、
 - ・ 個人事業主や学生など、従来一般的であった就労を目指す形の支援とは異なる支援の必要性が高まっている
 - ・ 貸付や猶予されたローンの返済等、息の長い支援が必要となっている。
- また、現行の支援実績加算が、既に約3割の自治体で取得要件を満たしており、一部で取組が定着している。
- こうした状況を踏まえ、現場における体制強化を進めるため、国庫補助額の拡充を行う。

【具体的な内容】

- ・ 自立相談支援事業の国庫補助基準額の引き上げ
- ・ 自立相談支援事業の支援実績加算の加算体系の見直し(支援実績の高い自治体は加算額がより高くなる仕組みへ改める。)
- ※ 家計改善支援事業についても同様の趣旨で見直しを行う。

② 支援のICT化等による感染防止

- 新型コロナウイルス感染症の新しい生活様式の実践が求められる中、相談支援等の現場においても、感染防止策の措置が必要となる。
- 令和2年度予算を通じて、電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における相談対応等、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備を進めてきた。
- 令和3年度以降は、自立相談支援事業等から取組を拡大し、就労準備支援等におけるICT化を進める。

【具体的な内容】

- ・ 就労準備支援事業におけるオンラインメニューの開発、機器整備等の支援
- ・ 子どもの学習・生活支援事業におけるタブレット等の機器導入等による遠隔実施の推進

※ 自立相談支援事業では、①の国庫補助体系の引上げ等を通じて、通信費等のランニングコスト等について、引き続き財政支援を行う。

③ 個別事業の充実強化

- ①、②の取組とともに、生活に困窮する方を着実に自立支援につなげるため、就労準備支援等の各事業の充実強化を進める。
- なお、就労準備支援事業等の全国実施の推進については、広域実施モデル事業を、厚生労働省による都道府県を通じた重点支援の取組と連動させて実施することで、取組を進める。

【具体的な内容】(主なもの)

- ・ 農業分野との連携等による就労支援の機能強化
- ・ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援の実施等、居住支援の強化
- ・ 子ども食堂やフードバンクとの連携等、子どもの学習・生活支援事業の効果を高める他分野等との連携に係るモデル事業の実施
- ・ 困窮する個人事業主や学生などに対する効果的な支援実施に関する検証分析事業

生活困窮者自立支援制度における人材養成研修事業

令和3年度要求額(令和2年度予算額)
59, 141千円+事項要求(66, 974千円)

○ 自立相談支援機関の各種支援員は、生活困窮者の抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められることから、幅広い支援技術が求められる。また、就労準備支援担当者は多様なメニュー作りや企業開拓のほか、家計相談支援員は家計の視点からの専門的な方策の提供にかかる知識が求められる。

○ このような、知識やスキルを有する支援員を確保するためには、質の高い人材の養成が重要となる。

○ 平成30年の法改正によって市などの職員に対する研修が都道府県に対して努力義務化されたことに伴い、令和2年度より、国及び都道府県が役割分担を図ったうえで、研修の実施主体を一部都道府県へ移管している。国においては、原則として初任者を対象にした研修を行い、制度や事業の基本的な考え方や支援技術について講義・演習を行うこととした。

○ **令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症により集合型研修の開催が難しく、また、これまでの生活困窮者像とは異なる相談者の支援を支援経験が少ない者も実施することが求められる状況が生じている。このため、今後同様の状況が生じた場合においても、全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成する。**

○ 各自治体における困難事例や知見不足に対し、広域実施主体である都道府県の生活困窮者担当部局において、支援員を支える仕組みづくりや実践例の紹介とあわせて、スーパーバイズを行うことの重要性やその基本的な手法について映像教材を作成する。

令和3年度研修実施計画（案）

(所要額) 70, 354千円

研修名	日数	受講人数（予定）	令和3年度概算要求額
自立相談支援事業従事者養成研修事業 (主任相談支援員研修、相談支援員研修)	2. 5日間	240人(主任)	47, 341千円
		240人(相談)	
就労支援員・就労準備支援事業従事者研修	2. 5日間	240人	5, 976千円
家計改善支援事業従事者研修	2. 5日間	240人	4, 568千円
担当者研修(都道府県研修企画立案のための研修)	2日間	150人	3, 130千円
テーマ別研修(ひきこもり研修)	3日間	240人	5, 551千円
支援員を支える仕組み作り及びスーパーバイズに関する都道府県職員に対する研修	1日間	240人	3, 788千円(新設)

※全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材の作成